

交通安全協会だより（令和元年12月号）

～年末年始の交通事故ゼロを目指して～

「年末年始の交通安全県民運動」が令和元年12月10日（火）から令和2年1月10日（金）までの32日間実施されます。

運動の重点

- 飲酒運転、ながら運転等の危険な運転の根絶
- 夜間の交通事故防止
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい使用の徹底
- 障がい者、高齢者等の交通弱者に対する保護意識の醸成
- 高齢運転者の交通事故防止

年末年始は、交通量の増加等に伴い交通事故の多発が予想されます。相手の立場を尊重する「思いやり」と「譲り合い」の心を持って運転し、交通事故の防止に努めて下さい。

～携帯電話などによる「ながら運転」の厳罰化（12月1日施行）～

運転中に携帯電話やスマートフォンを持って通話や画面を注視したり、カーナビやカーテレビ等の画面を注視したりする「ながら運転」による交通事故は増加傾向にあります。

悲惨な交通事故を防止するために、「携帯電話使用等」に係る罰則が強化され、違反点数や反則金が大幅に引き上げられます。

厳罰化① 「携帯電話使用等」の罰則の強化

- ① 運転中に携帯電話等を使用し、交通の危険（交通事故など）を生じさせなかった場合でも反則金を支払わないときは懲役刑が適用される可能性があります。

携帯電話使用等 (保持)	改正前 5万円以下の罰金	改正後 6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金
-----------------	------------------------	-----------------------------------

- ② 運転中に、携帯電話等の使用によって交通事故などの「交通の危険を生じさせた」場合は、反則金が適用されず、すべて罰則（懲役や罰金）が適用されます。

携帯電話使用等 (交通の危険)	改正前 3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金	改正後 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
--------------------	----------------------------------	----------------------------------

厳罰化② 反則金と違反点数を大幅に引き上げ

「携帯電話使用等」の違反点数と反則金が約3倍に引き上げられます。「交通の危険」については、非反則行為となり、すべてについて罰則が適用されます。

反則行為	改正前		改正後	
	反則金	違反点数	反則金	違反点数
携帯電話使用等 (交通の危険)	大型車 1万2千円	2点	非反則行為となり、 すべて罰則を適用	6点 (免許停止)
	普通車 9千円			
	二輪車 7千円			
	原付車 6千円			
携帯電話使用等 (保持)	大型車 7千円	1点	大型車 2万5千円	3点
	普通車 6千円		普通車 1万8千円	
	二輪車 6千円		二輪車 1万5千円	
	原付車 5千円		原付車 1万2千円	

